

- (注1) 提供依頼できるのは、法定相続人情報に記載のある、所有権の登記名義人の法定相続人に該当する方及び法定相続人情報作成後に新たに相続人となった方に限られます。
- (注2) 法定相続人本人の住所・氏名を確認するため、**法定相続人の本人確認情報（運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書など）の写し**（原本と相違ない旨を記入し、法定相続人本人が署名又は記名したもの）を添付願います。
- (注3) 窓口で**受任者本人の本人確認情報の原本提示**をお願いします（法務局で原本をコピーさせていただきます。）。
- (注4) 法務局から送付された「長期間相続登記等がされていないことの通知（お知らせ）」をお持ちの方は、ご持参ください。
- (注5) 委任者の押印及び捨印は原則不要ですが、委任状の内容に誤りがあった場合、委任者の印鑑がなければ、訂正の上、再度、提出願う場合があります。